

外国人地域おこし協力隊（徳島県会計年度任用職員）募集要領

1 応募資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 外国籍を有する者
- (2) 地域振興に理解と意欲を有する者
- (3) 応募する業務に適当な在留資格を有する者又は、採用までに切り替えが可能な者
- (4) 採用決定後、住民票異動など総務省が定める地域おこし協力隊の地域要件を満たすことが可能な者
- (5) JETプログラム終了者又は、JETプログラム終了者と同等程度の能力（在留資格の内「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の在留資格レベル以上かつ日本語能力試験N3以上など）を有し、日本語で日常的なコミュニケーションをとることができる者
- (6) 各業務に必要な資格・経験を有している者（別紙「募集業務一覧」参照）
- (7) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

2 募集人員

2名

3 身分及び業務内容

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として、万代庁舎・県民局等において、外国人目線での多様な分野の地域おこし活動に関する業務を担って頂きます。募集業務の内容は、別紙「令和6年度徳島県外国人地域おこし協力隊募集業務一覧」を御覧ください。

4 任用期間

任用時から令和7年3月31日まで

※期間満了後については、再度任用される場合がありますが、最大でも3会計年度までとなります。

5 勤務条件等

標準的な勤務条件は次のとおりですが、業務により異なる場合があります。

※詳細は、別紙「令和6年度徳島県外国人地域おこし協力隊募集業務一覧」を御覧ください。

勤務場所：県の関係機関（万代庁舎、各総合県民局など）

所定労働日数：週5日

勤務時間：1日5時間45分

（休憩時間60分）※原則、超過勤務なし

休日：原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

休暇：年次有給休暇（任用期間、勤務日数に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護休暇 等

報酬：月額13,300円程度

（現在の規定における令和6年4月1日時点の額であり、改定する場合があります。）

その他手当：通勤にかかる費用弁償等

※いずれも一定条件を満たした場合に支給

社会保険：健康保険（勤務時間、給与の額、任用期間が一定の要件を満たす場合、地方職員共済組合制度が適用されます。）、厚生年金保険（勤務時間、給与の額、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されます。）、雇用保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されます。）、

災害補償（勤務場所等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例のいずれかにより補償されます。）

コンプライアンス等：会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、職務に専念する義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

6 選考方法

（1）応募用紙により、応募資格を確認します。

（2）履歴書の提出を求めるとともに、個別面接等により、業務への適性等を確認します。

7 面接日時・場所

応募者に個別に連絡します。

（面接は、原則として徳島県内で実施します。）

8 応募手続

（1）申込方法

（ア）受付期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月21日（金）

※受付期限後の申し込みは受理しませんので、十分注意してください。

（イ）提出書類

所定の応募用紙

（ウ）提出方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、「11」の提出先まで、メールで提出してください。

なお、提出いただく際、メールの件名を「【応募】外国人地域おこし協力隊」としてください。

9 選考結果の通知

面接審査終了後、1週間程度で文書で通知します。
(合格者には電話でも連絡を行います。)

10 その他

応募者に係る個人情報については、適切に管理し、本件以外には一切利用しません。

11 提出先(連絡先)

徳島県生活環境部労働雇用政策課移住交流室 しごと・移住交流担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 (088) 621-2701
電子メール roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp